

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和7年12月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、原則として被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。</p> <p>また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付を要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収している。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課すことができる。</p> <p>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認の仕組みが導入され、他の医療保険者等と共同して、被保険者等に係る情報の収集、整理及び利用または提供に関する事務を委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書の交付・再交付・返還受理。③保険給付の支給。④保険医療機関等への一部負担金に係る措置。⑤保険給付の一時差止め。⑥保険料の賦課・徴収。⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務。⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての機関別符号としての取得等事務。⑨情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合利用番号連携サーバ、中間サーバ 国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の44の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) <p>2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,49,56,65,67,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・48,69,70,71の項</p> <ul style="list-style-type: none">・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none">・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	有田市役所 市民福祉部保険年金課保険給付係・保険年金係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	特定個人情報の登録や出力を行う際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						
9. 監査							
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・不要な権限の廃止、異動者・退職者の権限削除の運用を徹底して行い、ログイン等がないようにしている。 ・システムログイン時にはパスワードと生体による認証を必要をしている。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	有田市役所 経営管理部総務課総務係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	有田市役所 市民福祉部健康課国保年金係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
平成31年4月1日	I-8 問合せ	市民福祉部健康課国保年金係	市民福祉部健康課保険年金係・保険給付係	事後	係名変更
平成31年4月1日	オンライン資格確認関係事務	-	追加	事後	
令和2年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	追加 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務。 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての機関別符号としての取得等事務。	事前	
令和2年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	-	追加 国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年7月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一-16,30の項	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲) 別表第一-16,30の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一-30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月1日	4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87, 88,93,97,106,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> ・番号利用法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87, 88,93,97,106,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	例規改正による号ずれ
令和4年6月1日	5.評価実施機関における担当部署	市民福祉部健康課	市民福祉部保険年金課	事後	課名変更
令和4年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	市民福祉部健康課保険年金係・保険給付係	市民福祉部保険年金課保険給付係・保険年金係	事後	課名変更
令和5年3月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	追加 ⑨情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。	事前	
令和5年3月1日	4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> ・番号利用法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87, 88,93,97,106,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87, 88,93,97,106,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号	事前	

令和7年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年法律第27号)第9条第1項(利用範囲) 别表第一16,30の項</p> <p>・オンライン資格確認の準備業務</p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一30の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の44の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	<p>・オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務</p> <p>・番号利用法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第25条、第25条の2、第26条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号</p> <p>・オンライン資格確認の準備業務</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>・2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,49,56,65,67,69,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・48,69,70,71の項</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号</p> <p>・オンライン資格確認の準備業務</p> <p>・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	一	追加	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	一	追加	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 9. 監査	内部監査	自己点検	事後	